

1. 図書館

1. 1 開館・休館日

開館日は、月曜日から金曜日まで、9:00～20:00までとする。ただし、春期・夏期・冬期休業期間中は、開館時間が変更される。

次の日は、休館とする。

- ① 土曜日・日曜日
- ② 国の定める祝日及びその振替日（授業を実施する日は除く）
- ③ 創立記念日（1月10日）
- ④ 夏期休業期間の一定期間
- ⑤ 冬期休業期間の一定期間
- ⑥ 全学休講日
- ⑦ 当該年度最終日

その他、臨時に変更をする場合は、掲示やホームページなどで周知する。

1. 2 館内閲覧

図書・資料は、所定の場所で閲覧し、館外の持ち出しを禁止する。

1. 3 館外貸出

- ① 図書・資料の貸出は、学生証を提示すること。
- ② 次の図書・資料は、貸出を許可しない。
 - (1) 禁帶出の図書・資料
 - (2) 新聞
 - (3) 雑誌
 - (4) 視聴覚資料
 - (5) その他、特に指定した図書・資料
- ③ 貸出できる図書・資料の冊数及び期間は次のとおりとする。

(1) 本学の学部1～3年生	貸出冊数 貸出期間	和・洋書 和書 洋書	計5冊以内 2週間 30日間
(2) 本学の学部4年生	貸出冊数 貸出期間	和・洋書 和・洋書	計7冊以内 30日間
(3) 本学の大学院生	貸出冊数 貸出期間	和・洋書 和・洋書	計10冊以内 30日間
- ④ 長期休業期間中の貸出について、冊数・貸出期間が変更される場合は掲示する。
- ⑤ 図書・資料の貸出は、借り受けたい図書・資料に学生証を添えて係員に提示しなければならない。
- ⑥ 借り受けた図書・資料は、本人が責任を持って保管し、他人への転貸は禁止する。
- ⑦ 借り受けた図書・資料の貸出期間延長ができる場合は、以下のとおりとする。
 - (1) 延滞図書・資料がない
 - (2) 他の利用者の予約がない
 - (3) 長期貸出期間外に貸出手続きをしている
- 貸出期間中にカウンターまたは図書館利用状況確認ページにて手続きをした場合のみ、1回だけ延長を許可する。
- ⑧ 図書・資料を借り受けた学生は、次のいずれかに該当する場合は、直ちに返却しなければならない。

- (1) 本学の学生としての身分を失ったとき。
- (2) 館務上の理由により、返却を求められたとき。

1. 4 コピーサービス

- ① 館内の図書・資料は、著作権31条に定められた範囲内を複写することができる。その範囲は次のとおりである。
 - (1) 公表された著作物の1部分（半分を超えない程度）であること。
 - (2) 定期刊行物に掲載された各論文やその他の記事については、すべて複写することができる。但し、刊行後相当の期間（次号の刊行まで、あるいは刊行後3ヶ月）を経過した著作物に限ること。
 - (3) コピー部数は、1人につき1部であること。
 - (4) 調査研究のためであること。
 - (5) 再複写や頒布は、有償・無償を問わず禁止する。
- ② 複写をする場合は、所定の申込書に必要事項を記入し、係員に提出しなければならない。

1. 5 館内規律

入館者は次の事項を守らなければならない。守らないものは退館を命ずることがある。

- (1) 館内では常に静肅を保ち、雑談・食事等を禁止する。ただし、2階ラーニングコモンズ室では会話をしての学習ができる。
- (2) 図書・資料は丁寧に取扱うこと。
- (3) 座席の独占、スマートフォンや携帯電話での通話・撮影等、他の入館者の迷惑になる行為を禁止する。
- (4) 館内において、館長の許可なく掲示や印刷物を配布するなどの行為を禁止する。
- (5) その他、館内では係員の指示に従うこと。

1. 6 弁償

図書・資料を汚損、紛失した場合は、同一の図書・資料または相当金額を弁償すること。

1. 7 罰則

借り受けた図書・資料を期間内に返却しない学生、及び返却を求められた後も返却しない学生は、借り受けた図書・資料を返却するまで、新たな貸出は禁止する。